

小型船舶操縦免許更新講習委託契約仕様書

京都市消防局警防部警防課

(担当：嶋田、加木 075-671-2119)

1 委託事項

小型船舶操縦免許更新講習受講その他免許の交付にかかる事務

2 対象人数

2名

3 履行期限

令和8年12月25日（金）まで

4 講習場所

京都市内

5 更新にかかる事務

小型船舶操縦免許更新講習の申し込みから免許申請まで、受託者が一括して行うこと。

6 その他

- (1) 受託者は、操縦免許取得推進協議会が認定する優良教習所の認定を受けていること。
- (2) 契約後、受託者は優良教習所の認定を受けている旨を証する書面の写し等を消防局警防部警防課に提出すること。
- (3) 受託者の講習場所及び旅費等の必要経費は、全て受託者の負担とする。
- (4) 受講者の急病等により、事前に申込みをした日時に講習を受講できない場合は、必要に応じて講習日を変更できることとする。
- (5) 京都市外の業者も対象とする。
- (6) この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、当局担当者と協議すること。

7 見積書の提出方法等

- (1) 見積書の宛先は、「京都市長」とすること。
- (2) 見積金額は、「消費税及び地方消費税」を除いた金額を記載し、その旨を明記すること。
- (3) 見積書は、11月6日（金）までに、FAX（075-671-2137）、メール（shobokyujo@city.kyoto.lg.jp）、郵送又は持参のいずれかの方法により、当課担当（嶋田又は加木）まで提出すること。
- (4) 契約が決定した業者のみに連絡するもの。
- (5) 見積書に担当者名を記載すること。メールによる提出の場合は、メールアドレスの記載すること。